

株式会社ケーブルテレビ富山 ケーブルスマホ契約約款

株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）と当社が提供するケーブルスマホサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 当社は、ケーブルスマホ契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これに基づきケーブルスマホサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（最低利用期間）

第3条 本サービスの最低利用期間は、2年間とします（データ SIM コースを除く）。最低利用期間内に解約（第18条（契約者の解約）第2項または第3項の規定により解約された場合を除きます）する場合は、料金表に定める契約解除料が生じます。

（サービスの提供区域）

第4条 本サービスの提供区域は、IIJが提供するサービス「IIJmio高速モバイル/Dサービス」の提供区域に準ずるものとします。

（権利の譲渡制限等）

第5条 契約者が、本サービスの契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

（ID及びパスワード）

第6条 契約者は、個別ID及び個別パスワード（以下「ID等」といいます）の管理責任を負うものとします。

2. 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。

3. 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

4. 契約者は、個別IDを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

（申込）

第7条 本サービス利用の申込み（以下「申込」といいます）は、加入申込書への記入が必要です。

2. 本サービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確

認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします）のために当社が別途定める書類を提示し、さらにその書類を当社が指定する方法で提出する必要があります。

3. 契約者または使用者が青少年（18歳未満の方）でインターネット接続サービスを利用する場合はフィルタリングサービスの申込が必要です。申込されない場合は「フィルタリングサービスの申込が必要です。申込されない場合は「フィルタリングサービス不要申出書」をご提出いただきます。
4. 未成年の方のお申込には、親権者（法定代理人）の方のご来店による対面同意確認（「親権者同意書」の提出）と親権者（法定代理人）本人の確認書類が必要です。

（申込の承諾等）

第8条 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込者（以下「申込者」といいます）が本サービスの契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 申込者が第15条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
 - (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から契約を解除したことがあるとき
 - (4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
 - (6) 第7条（申込）第2項において、本人確認ができないとき
 - (7) 本サービスの申込をする者が、13才未満であったとき
2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
 3. 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において申込者から書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
 4. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、個数の上限を超えて本サービスの申込があったときは、当社は、上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

（サービス利用の要件等）

第9条 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

- (1) 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当社指定の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
- (2) 本サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (3) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします）による転入又は転出を行うことができます。
- (4) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、本サービスの契約の契約者が同一である必要があります。

- (ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) 電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続完了後から、手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）が生じる場合があります。
 - (iv) 本サービス申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。
- (5) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
- (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (6) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
- (i) 本サービスの契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合
 - (iii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (7) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に貸与機器を当社に返還するものとします。
- (8) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
- (9) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
- (10) 契約者は、当社に対し、亡失品の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
- (11) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (12) 契約者は、本サービスの契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします）してはならないものとします。
- (13) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- (14) 本サービスにおいては、第 13 条(利用の制限) 及び第 15 条(利用の停止等)に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
- (15) 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

第3章 契約事項の変更等

(サービス内容の変更)

- 第10条 本サービスにおいて、異なる形状区分のSIMカードへの変更を請求することができます。
2. 第7条(申込) 第2項及び第8条(申込の承諾等)の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

(契約者の名称の変更等)

- 第11条 契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに変更の内容について通知するものとします。

(個人の契約上の地位の引継)

- 第12条 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます）が死亡したときは、元契約者に係る本サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る本サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、相続人は、元契約者の契約上の地位（元契約者の契約上の債務を含みます）を引き継ぐものとします。
2. 第7条(申込の承諾等)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービス利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

(利用の制限)

- 第13条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。
2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

(利用の中止)

- 第14条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社または本サービス提供元であるIIJの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社または本サービス提供元であるIIJが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2. 当社は、本サービスの利用を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、こ

の限りではありません。

(利用の停止等)

第15条 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本サービス利用を停止又は制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において本サービスを利用したとき
- (6) 第8条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
- (8) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2. 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社は、第1項の規定にかかわらず、契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
4. 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、要請に応じるものとします。ただし、契約者の利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

(サービスの廃止)

第16条 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除・解約・一時中断

(当社の解除)

第17条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの契約を解除することがあります。

- (1) 第15条（利用の停止等）第1項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が停止又は制限の日から1ヵ月以内に停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、本契約を直ちに解除することがあります。
- (2) 第14条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

(契約者の解約)

第18条 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、本サービスの契約を解約することができます。

- (1) 本サービスにおいて、契約者の通知による解約の効力は、通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- (2) 本サービスにおいて、契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、サービスの解約を通知したものとみなされます。

2. 第13条（利用の制限）又は第14条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、本契約を解約することができます。この場合において、解約は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第16条（サービスの廃止）第1項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、廃止の日に廃止された本サービスの契約が解約されたものとします。

(利用の一時中断)

第19条 当社は契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断を行います。ただし、一時中断期間中も基本料金は発生いたします。

第6章 料金等

(料金の適用)

第20条 本サービスの料金は、基本料金、付加機能（オプション）料金、手数料、契約解除料とし、別途料金表の定めるところによります。

(基本・付加機能料金の支払義務)

第21条 基本・付加機能料金は、課金開始日から本サービスを提供した最後の日が属する月までの期間について発生します。この場合において、第15条（利用の停止等）の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合における停止の期間は、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

2. 当社の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします）が生じた場合において、当社がその状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）その状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます）に基本料金の30分の1を乗じて算出した額を、基本料金から減額します。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

3. 前項の場合でも付加機能料金は、減額しないものとします。

4. 本サービスが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

(手数料・契約解除料の支払義務)

第22条 契約者は、本約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手数料・契約解除料の支払を要します。

(料金等の請求方法)

第23条 当社は、契約者に対し、毎月本サービスの料金を請求します。

(料金等の支払方法)

第24条 本サービスの料金の支払いは、当社指定ブランドのクレジットカードを原則とします。この場合、支払日等の諸条件は、契約者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。また、当社の他サービスの利用料金を口座振替にて支払った実績があり、かつ当社が認める場合は、当社が指定する日までに、口座振替にて支払うことも可能とします。

(割増金)

第25条 本サービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます）を支払うものとします。

(遅延損害金)

第26条 契約者は、本サービスの料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

(割増金等の支払方法)

第27条 第24条（料金等の支払方法）の規定は、第25条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

(消費税)

第28条 契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第29条 当社は、契約者から取得した個人情報については、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

第8章 損害賠償

(第三者の責による利用不能)

第30条 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害賠償額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害賠償額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損

害の額を合計した額で除して算出した数を損害賠償額に乗じて算出した額とします。

(保証及び責任の限定)

第31条 当社は、本サービスの提供により本契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る利用料金を上限として、本契約者に損害賠償責任を負うものとし、ただし、当該損害が当社の故意または重過失による場合は、この限りではありません。また、以下の各号に該当する損害については、いかなる場合においても当社は一切責任を負いません。

- (1) 本契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
 - (4) 逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した本契約者の損害
2. 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
3. 本サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻辳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第9章 雑則

(当社の装置維持基準)

第32条 本サービスを提供するための装置は、サービス提供元であるIIJが、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(反社会的勢力の排除)

第33条 契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとし、
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社

等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 次の各号のいずれかに該当し、契約を締結すること、又は継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との契約について、解除等を行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4. 前項の規定の適用により契約が解除された場合、契約者は、契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

（定めなき事項）

第34条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付則

- 1 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、平成28年7月1日より施行します。

株式会社ケーブルテレビ富山 ケーブルスマホ料金表

・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額利用料です。
 (2) 料金はすべて税抜きです。（ ）内の料金は、8%税込料金です。

1. 基本料金

(1) ケーブルスマホ基本料金

音声 SIM コース	料金	データ SIM コース	料金
0 ギガ	1,680 円 (1,814 円)	0 ギガ	880 円 (950 円)
3 ギガ	2,180 円 (2,354 円)	3 ギガ	1,380 円 (1,490 円)
7 ギガ	3,180 円 (3,434 円)	7 ギガ	2,380 円 (2,570 円)

※ケーブルスマホの基本料金は、当社が契約者に対し SIM カードを提供した日から発生します。

※ケーブルスマホの利用終了に係る日の属する月の基本料金の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記表中の基本料金の額として定める金額とします。

※音声 SIM コースのコース変更は月単位での変更となります。

(2) ケーブルスマホ利用料

項目	料金	割引通話※1※2
通話料金(国内) ※音声 SIM コースのみ	20 円 (21 円) /30 秒	10 円 (10.8 円) /30 秒
デジタル通信料金(国内) ※音声 SIM コースのみ	36 円 (38 円) /30 秒	10 円 (10.8 円) /30 秒
通話料(国際) ※音声 SIM コースのみ	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 ※非課税	10 円/30 秒※3
国際ローミング料金 ※音声 SIM コースのみ	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 ※非課税	
SMS 送信料金	国内への 送信	送信料金
		送信文字数 70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字）まで
	国外への 送信	送信料金 ※非課税
		送信文字数 70 文字（半角英数字のみの場合 1～160 文字）まで
	国外からの 送信	1 回あたりの送信料金 ※非課税
SMS 受信料金		0 円

※1、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合

※2、音声通話機能付き SIM カード利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号が特定他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付

加して発信できない場合があります。

※3、当社が別途定める国へのみ発信が可能です。※SMS 送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、ケーブルスマホ基本料金とは別に支払を要する料金として定めるものです。

※通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

※契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はケーブルスマホの利用を停止することがあります。

※ケーブルスマホの利用終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、削除日又は解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

※通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、ケーブルスマホ基本料金より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

※電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

※国際ローミング利用時は、データ通信はできません。

(3) ユニバーサルサービス料

項目	料金
ユニバーサルサービス料	2円 (2.16円)/1 電話番号

※ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります。変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(4) セット割引

当社のテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話のいずれかにご加入のお客様に適用されます。

項目	割引額
セット割引	▲200円 (▲216円)

※セット割引は、当社他サービスのいずれか1つが満額請求の場合のみ適用となります。

2. 付加機能（オプション）料金

項目	料金
10分かけ放題※1 ※音声 SIM コースのみ	+850円 (+918円)

セキュリティーパック	+400 円 (+432 円)
セキュリティー+端末パック	+600 円 (+648 円)
i-フィルター for マルチデバイス	+300 円 (+324 円)
留守番電話 ※音声 SIM コースのみ	+300 円 (+324 円)
割込電話着信 ※音声 SIM コースのみ	+200 円 (+216 円)
データ容量追加	+750 円 (+810 円) /1GB

※1 1 音声通話あたり 10 分以内の通話料金が無料となります。ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加した日本国内間の音声通話に限ります。

3. 手数料

No.	項目	手数料	内容
1	新規契約手数料	3,000 円 (3,240 円)	新規契約
2	SIM 再発行手数料	3,000 円 (3,240 円)	利用端末変更や紛失等に伴う SIM の再発行
4	MNP 転出手数料	3,000 円 (3,240 円)	他社への MNP 転出

4. 契約解除料

No.	項目	利用期間	手数料
1	契約解除料	1 ヶ月目～12 ヶ月目	9,500 円 (10,260 円)
		13 ヶ月目～24 ヶ月目	3,000 円 (3,240 円)

※データ SIM コースに契約解除料は発生しません。

5. 請求額と請求月について

No.	項目	請求額		当月料金の請求月
		開始月	解約月	
1	基本料	日割あり ※1	日割なし ※2	翌月
2	通話料	ご利用分	ご利用分	翌々月
3	ユニバーサルサービス料	請求なし	日割なし ※2	翌月
4	付加機能 (オプション) 料金 (データ容量追加以外)	日割なし ※2	日割なし ※2	翌月
5	付加機能 (オプション) 料金 (データ容量追加)	日割なし ※2	日割なし ※2	翌々月
6	手数料	-	-	翌月
7	契約解除料	-	-	当社が解約日を確認した日の翌月

※1、日割あり：請求額=月額利用料×利用日数÷暦日数

※2、日割なし：請求額=月額利用料全額

以上

個品割賦販売契約約款

(契約約款の適用等)

第1条 株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます。）は、携帯電話機、その付属品及びその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款（以下「本契約約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。

2. 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦販売契約を締結します。
3. 当社は、本契約約款を変更することがあります。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本契約約款によるものとします。

(個品割賦販売契約の申込みをすることができる条件)

第2条 個品割賦販売契約の申込みは、当社のケーブルスマホ契約約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

(契約の申込み方法及び承諾等)

第3条 購入者は、個品割賦販売契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただきます。

- (1) 個品割賦販売契約に係る購入者の氏名又は名称
 - (2) 購入者の指定サービスの契約者回線（携帯電話機の購入に係る個品割賦販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「指定ケーブルスマホ回線」といいます。）に係る電話番号
 - (3) その他本申込書で指定された事項
2. 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
3. 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) その申込みをした者が賦払金（各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る個品割賦販売契約等（その申込みをした者と当社等との間で締結する個品割賦販売又は個別信用購入あっせんに係る契約であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の総数が当社の定める基準を超えるとき。

- (3) その申込みをした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
- (5) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、個品割賦販売契約成立後、本申込書記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しが完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

- 2. 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(賦払金の支払方法)

第6条 購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第7条 購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との指定ケーブルスマホ回線に係る契約が解除された場合又は指定ケーブルスマホ回線に係る指定サービスの利用の一時中断があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 2. 当社は、購入者が指定ケーブルスマホ回線に係る指定サービスの利用を一時中断した場合であっても個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定ケーブルスマホ回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
- 3. 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知、もしくは催告しない場合があります。

(届出事項の変更)

第8条 購入者は 当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 2. 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到

達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

(契約上の地位の譲渡)

第9条 購入者は、ケーブルスマホ約款の規定により指定ケーブルスマホ回線に係る利用権（ケーブルスマホ約款に定めるケーブルスマホサービス利用権をいいます。以下同じとします。）を第三者に譲渡する場合、個品割賦販売契約の契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当社等は、次の各号のいずれかの場合には、指定ケーブルスマホ回線に係る利用権及び個品割賦販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る個品割賦販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
- (3) 譲受人が当社等と締結している指定サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反することとなるとき。
- (5) 当社等の業務遂行上支障があるとき。
- (6) その他当社等が不相当と判断したとき。

(期限の利益の喪失)

第10条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社（第9条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
- (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

第11条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

第12条 購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。

この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

(合意管轄裁判所)

第13条 購入者は、個品割賦販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第14条 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等

- (8) 前各号の共生者
 - (9) その他前各号に準ずる者
2. 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について、解除等（個品割賦販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
- (1) 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2) 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3) 購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4. 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
5. 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

(定めなき事項)

第15条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

以上

+端末バック（ケーブルスマホ端末延長保証）契約約款

第1章 総則

（ケーブルスマホ端末延長保証）

第1条 株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）とケーブルスマホの付加機能（オプション）「+端末バック」サービスの契約者（以下「本契約者」といいます）は、ケーブルスマホ端末延長保証契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりケーブルスマホ端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

（本約款の変更）

第2条 当社は、本約款を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
メーカー保証	本サービスの対象携帯端末の製造者が行なう保証
SIMカード	電話番号を特定するための固有 ID 番号が記録された IC カード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

（本サービスの提供範囲）

第4条 本サービスは、第6条（本サービス内容）に定めるサービスを本契約者に提供します。

2 本サービスの対象とする携帯端末は、当社が提供する「携帯端末本体」（以下「携帯端末」といいます）および「充電機器類」に限ります。

3 本サービスの提供期間は、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から提供月の2年後の同月末日までとします。

4 本契約者が携帯端末の機種変更をした場合、変更後の携帯端末（以下「携帯端末」といいます）を本サービスの対象とします。なお、機種変更後における本サービスの提供期間は、前項の規定に従い、変更後の携帯端末の提供日を基準として、新たに定めることとします。

5 SIMカードは本サービスの対象外とします。

（本サービスの提供条件）

第5条 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本契約者に提供します。

- (1) 本契約者が携帯端末の提供と同時に本サービス提供の申込み手続きが行なわれること。
- (2) 携帯端末にSIMカードが挿入されている場合、SIMカードが取り外されていること。
- (3) 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- (4) 当社は携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
- (5) 本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、機械部品および外装ケース等は本契約者に返却しないこと。

（本サービス内容）

第6条 本サービスは、第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本契約者からの交換用の携帯端末の申し出（以下「交

換用携帯端末の申し出」といいます）により交換用の携帯端末の提供をおこないます。

2 当社は、交換用携帯端末の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用の携帯端末の対象と判断した場合は本サービスに登録されている本契約者の携帯端末1台につき、交換用携帯端末1台、電池バック1個（電池バック内蔵の携帯端末は除きます）を本契約者の登録した住所（日本国内の住所に限ります）に当社が別に定める方法により、2日を目処に送付します。なお、本契約者の登録した住所、交換用携帯端末の申し出を受け付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。

3 本契約者は、交換用携帯端末が第18条（旧端末の再生利用）に基づき他の契約者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。

4 本契約者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が本契約者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色の交換用携帯端末とします。

5 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末のOSのバージョンは当社が本契約者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。

6 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末には、電池バックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第4項に基づき当社が提供する交換用携帯端末が当社が本契約者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送ります。

7 不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達完了しなかった場合は、交換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

（交換用携帯端末の提供対象となる事故）

第7条 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障（取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障）。

2 偶然的事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

（交換用携帯端末の提供対象とならないケース）

第8条 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものであるとき。

2 交換用携帯端末の申し出が第20条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。

3 過去に本約款への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお当該違反が是正されていないとき。

4 過去に同一名義の交換用携帯端末の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。

5 交換用携帯端末の申し出時において、支払期限を経過してもなお支払いただけない利用料等があるとき。

6 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービス対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。

7 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池バックの消耗を含む）であるとき。

8 本サービス対象とする携帯端末が加工、改造（第5条（本サービスの提供条件）第1項第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。

9 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末の誤使用により生じたものであるとき。

- 10 交換用携帯端末の申し出事由が第4条（本サービスの提供範囲）第2項に定める「充電機器類」ならびに付属品の自然故障、その他偶発の事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合。
- 11 交換用携帯端末の申し出事由が本サービス対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- 12 交換用携帯端末の申し出事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- 13 交換用携帯端末の申し出事由が本契約者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- 14 交換用携帯端末の申し出事由が、地震・洪水・津波等の天災や戦争・暴動・テロ・核燃料物質・放射能汚染等により発生したものであるとき。
- 15 交換用携帯端末の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。

（メーカー保証の優先）

- 第9条 故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

（交換用携帯端末の申し出の方法）

- 第10条 第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、交換用携帯端末の申し出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い交換用携帯端末の申し出が必要です。当社は、交換用携帯端末の申し出に対し、本契約者本人からの申し出であることを確認します。

（交換用携帯端末の利用回数および負担金）

- 第11条 本契約者への本サービス利用開始日を起算日として、1年間に2回、2年間で計4回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去1年間に既に2回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。
- 2 本契約者は、別紙2（料金表）1. 月額利用料金の月額利用料金に加え、別紙2（料金表）2. 負担金に定める負担金を支払うものとします。なお、当社は、お支払いいただいた負担金を、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
- 3 本契約者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

（交換用携帯端末の保証期間）

- 第12条 本契約者は第6条（本サービス内容）に基づき当社が本契約者に送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後14日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申出るとし、当社の指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。当社は特段の事由がある場合を除き、本契約者に対し交換用携帯端末と同一機種種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換致します。本条に基づき交換用携帯端末受領後14日以内に本契約者より申出のなかった不具合または自然故障については、後日、本契約者からの申告があった場合でも、前条第3項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換用携帯端末等の無料交換は、前条第1項に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

（旧端末の所有権の移転）

- 第13条 交換用携帯端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます）の所有権は、当社が送付した交換用携帯端末を本契約者が受領した時点で、当社に移転されるものとします。

（旧端末の送付）

- 第14条 本契約者は、第6条（本サービス内容）に基づき当社が送付した交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後14日以内に、旧端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものとします（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします）。
- 2 万一、本契約者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、本契約者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるとし、本契約者はこれに異議を唱えないものとします。当社は本契約者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

（旧端末内部のデータの消去）

- 第15条 旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータ（※）を本契約者において事前に全て消去するものとします。本契約者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。※発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本契約者において消去できないデータを除く）。

（送料）

- 第16条 本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、本契約者が旧端末または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は本契約者が負担するものとします。

（違約金）

- 第17条 本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として旧端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、本契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
- (1) 第14条（旧端末の送付）第1項の定めに違反し、旧端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合
 - (2) 交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合
 - (3) 交換用携帯端末の申し出を取消したにもかかわらず、第19条（交換用携帯端末の申し出の取消し）の定めに違反し当社が送付した交換用携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合
 - (4) 第20条（禁止事項）の定めに違反して交換用携帯端末の申し出をした場合

（旧端末の再生利用）

- 第18条 本契約者は、本サービスに基づき本契約者から送付された旧端末は、当社が指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末として当社から他の契約者に提供することについて承諾するものとします。

（交換用携帯端末の申し出の取消し）

- 第19条 第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申し出をおこなった場合であっても、正当な理由が

あると当社が認めるときは、当社が送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申し出後8日以内にお申出いただいた場合に限り、本契約者は交換用携帯端末の申し出を取消すことができるものとします。この場合本契約者は、当社が別途指定する期間内に当社が第6条（本サービス内容）に基づき送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。

（禁止事項）

- 第20条 本契約者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。
- (1) 本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
 - (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
 - (4) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - (5) 上記各号の他、法令、公序良俗、本約款もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

（お客様情報の確認）

- 第21条 当社は、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本契約者に求める場合があります。

第3章 契約

（契約の単位）

- 第22条 当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

（契約申込みの方法）

- 第23条 本サービスの申込みをするときは、本約款の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

（契約申込みの承諾）

- 第24条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - (2) 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (5) 当社が指定する携帯端末以外をご使用のとき

（本サービスの利用開始日）

- 第25条 当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

（契約内容の変更）

- 26条 本契約者は、第23条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第24条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

（権利譲渡の禁止）

- 第27条 本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（本契約者の氏名等の変更の届出）

- 第28条 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

（料金）

- 第29条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙2（料金表）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

- 第30条 本契約者は、別紙2（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で開始・終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
- 3 当社は、本約款等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

（割増金）

- 第31条 本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

- 第32条 本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

（端数処理）

- 第33条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払）

- 第34条 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 第30条（利用料金の支払義務）により別紙2（料金表）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第5章 本サービスの廃止等

（本サービスの廃止）

- 第35条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することがあります。
- 2 前項により、当社が本サービスを廃止し、本サービスの廃止に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスを廃止する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本契約者が行う契約解除)

第 36 条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約解除)

第 37 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
- (2) 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
- (3) 当社の名誉もしくは信用を毀損した場合。
- (4) 当社に損害を与えた場合。
- (5) 第 35 条 (本サービスの廃止) 第 1 項に定める場合。
- (6) 本契約者が次に定める事由のいずれかが発生した場合。
 - (i) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (ii) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (iii) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (iv) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
 - (v) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明した場合。
 - (vi) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合。

第 6 章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱)

第 38 条 当社は、本契約者から取得した個人情報を、当社が定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

第 7 章 損害賠償

(損害賠償)

第 39 条 本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者が損害を被った場合、当社は、月額利用料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第 8 章 雑則

(法令に定める事項)

第 40 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 41 条 本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 42 条 本約款の条項または本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2

本契約者は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

(実施期日)

本約款は、平成 29 年 12 月 4 日から実施します。

【別紙1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙2（料金表）】

・表記説明

- (1) 特記事項なき料金は、1台（単位）あたりの月額利用料です。
- (2) 料金はすべて税抜きです。（ ）内の料金は、8%税込料金です。

1. 月額利用料金

セキュリティ+端末パック※
+600円(+648円)

※料金はケーブルスマホの付加機能（オプション）「セキュリティパック」を含みます。

2. 負担金

No.	端末名	1回目	2回目以降
1	当社提供端末	+5,000円(+5,400円)	+10,000円(+10,800円)

セキュリティパック（専用コールセンター）契約約款

第1章 総則

（テクニカル&リモートサポート）

第1条 株式会社ケーブルテレビ富山（以下「当社」といいます）と契約者（以下「本契約者」といいます）は、セキュリティパック（専用コールセンター）契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりセキュリティパック（テクニカル&リモートサポート）サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

（本約款の変更）

第2条 当社は、本約款を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
リモートソフト	本契約者の利用する携帯端末等にインストールし、本契約者の承諾に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア
リモートサポート	リモートソフトがあらかじめインストールされた本契約者の携帯端末を、本契約者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

（本サービスの提供範囲）

第4条 本サービスは、別紙1（提供時間）に定める提供時間において利用できます。
2 本サービスは、別紙2（サービス内容）に定める本契約者からのお問合せに、当社の可能な範囲で対応するものとします。

（本サービスの提供条件）

第5条 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本契約者に提供します。
(1) 当社が本サービスを提供する時点で、設定作業等に必要ないD及びパスワード等の設定情報並びにドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
(2) 本サービスの対象機器等及び設定作業等に必要ソフトウェア等が、日本国内において市販または配布されたものであり、かつそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
(3) 当社が本サービスを提供する時点で、本契約者が、その本サービス対象の機器等の正規のライセンス及びプロダクトIDを保有していること。
(4) 当社が本サービスを提供するのに必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、ケーブルスマホコンタクトセンター・テクニカル&リモートサポートの対象機器等へのインストールを承諾すること。

（提供区域）

第6条 本サービスの提供区域は、日本国内外の音声通話が利用可能な区域において日本語により提供します。

第3章 契約

（契約の単位）

第7条 当社は、一のケーブルスマホ契約につき、一の本契約を締結するものとします。

（契約申込みの方法）

第8条 本サービスの申込みをするときは、本約款の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出いただくものとします。

（契約申込みの承諾）

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) サービスを提供することが著しく困難なとき。
(2) 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
(3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(5) 当社が指定する携帯端末以外をご使用のとき

（本サービスの利用開始日）

第10条 当社は、前条に基づき当社が本契約者の指定した送付先にSIMカードと携帯端末を発送した日を、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

（契約内容の変更）

第11条 本契約者は、第8条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

（権利譲渡の禁止）

第12条 本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

（本契約者の氏名等の変更の届出）

第13条 本契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出いただきます。
2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

（料金）

第14条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙3（料金表）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第15条 本契約者は、別紙3（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
2 本契約が月の途中で開始・終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3 当社は、本約款等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

（割増金）

第 16 条 本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 17 条 本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

（端数処理）

第 18 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払）

第 19 条 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。

2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 第 15 条（利用料金の支払義務）により別紙 3（料金表）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第 5 章 利用中止等

（利用中止）

第 20 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
- (3) 当社が設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第 21 条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- (4) 本契約者が過度に頻繁にお問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (5) 本約款に反する行為であって、本サービスまたは他のサービス等に関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (6) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（本サービスの廃止）

第 22 条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することがあります。

2 前項により、当社が本サービスを廃止し、本サービスの廃止に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの廃止する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（本契約者が行う契約解除）

第 23 条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う契約解除）

第 24 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 第 22 条（利用停止）の約款により本サービスの利用を停止された本契約者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第 22 条（利用停止）第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
- (2) 第 23 条（本サービスの廃止）第 1 項に定めるとき。
- (3) 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (i) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (ii) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (iii) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
 - (iv) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
 - (v) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - (vi) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第 6 章 損害賠償

（免責事項）

第 25 条 当社は、本契約者からのお問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、本契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して本契約者自身で直接お問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる本契約者に支払義務が発生する通信料金等の債務、並びに本契約者の被害について、一切の責任負いません。

6 本契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、本契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

7 当社は、第 20 条（利用中止）、第 21 条（利用停止）、第 22 条（本サービスの廃止）の約款により本サービスの利用中止、

8 利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者の被害について、一切責任は負いません。

9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本約款の約款外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。

10 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。

当社は、オペレータの説明に基づいて本契約者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる本契約者の被害について、当社の故意または重過失がある場合を除き、責任は負いません。

第7章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱)

第27条 当社は、本契約者から取得した個人情報を、当社が定めるプライバシーポリシーに基づいて適正に処理します。

第8章 雑則

(利用に係る本契約者の義務)

第28条 本契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、本契約者が次の条件を満たしている場合であっても、本契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) 本契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- (2) リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者の携帯端末等が使用可能な状態となっていること。
- (3) リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。
- (4) リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
- (5) リモートサポートの提供を受ける場合、本契約者のセキュリティソフト等がオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける本契約者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。
- (6) 本契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

2 前項の規定の他、本契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社、または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本約款もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
- (11) その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

3 本契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(設備等の準備)

第29条 本契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器等、その他の設備を保持し管理するものとします。

(法令に定める事項)

第30条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第31条 本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第32条 本約款の条項または本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本契約者は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則(実施期日)

本約款は、平成29年12月4日から実施します。

など

【別紙1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙2（サービス内容）】

1. サービス内容

対象：当社が別途指定する端末

サービス内容		
技術問合せ	端末の取扱い/ 操作に関する 問合せ対応	Gmailなどのメール設定支援
		APN設定支援
		各種アプリケーションのインストール支援
		WiFi接続支援
		端末基本操作支援
		SIMセットアップ支援
セキュリティ 問合せ	スマートフォン セキュリティに 関する 問合せ対応	インストール支援
		基本機能操作支援
		①ウイルス検査
		②Webセキュリティ
		③紛失・盗難対策
④アプリ管理		
保証に関する 問合せ（注1）	保証の内容に関 する問合せ対応	保証内容
		保証期間
	保証の手配に関 する問合せ	免責
		保証手配の受付
		保証の手配

（注1）：ケーブルスマホの付加機能「+端末パック（ケーブルスマホ端末延長保証）」のご契約がある場合

【別紙3（料金表）】

1. 月額利用料金

セキュリティパック※
+400円

※料金は、別途当社が指定する「セキュリティソフト」も含まれます。

【別紙4（リモートソフトが取得する情報）】

当社は、本契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器等の情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。当社は、本契約者から取得した以下の情報については、本約款第27条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。

- オペレーションシステムの種類、バージョン
- クライアント証明書ID
- マシン名
- MACアドレス
- ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ハードディスクドライブの空き容量
- デフォルトブラウザの種類、バージョン
- デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- CPU種類、動作周波数
- メモリ容量
- ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード